

市報 おぎ

20日号
Twentieth issue

2008.03.20 Vol.12

75歳以上の方へ

老人医療で障がい認定を受けられていた人は65歳以上

平成20年4月から

後期高齢者医療制度が始まります。

75歳(老人医療で障がい認定を受けられていた人は65歳)以上の方は、平成20年4月から「後期高齢者医療制度」に加入します。平成20年4月以降に75歳になる方は、75歳になる誕生日の当日からとなります。

●新しい被保険者証のイメージ

後期高齢者医療被保険者証 有効期限/平成21年7月31日

被保険者番号	8XXXXXXXXXX							
住所	佐賀市大和町大字尼寺1870番地							
氏名	広域 太郎 性別 男							
生年月日	昭和XX年XX月XX日							
資格取得年月日	平成20年4月1日							
発効期日	平成20年4月1日							
交付年月日	平成20年4月1日							
一部負担金の割合	X割							
保険者番号	<table border="1" style="display:inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="padding: 2px 5px;">4</td><td style="padding: 2px 5px;">1</td><td style="padding: 2px 5px;">X</td><td style="padding: 2px 5px;">X</td><td style="padding: 2px 5px;">X</td><td style="padding: 2px 5px;">X</td><td style="padding: 2px 5px;">X</td></tr></table>	4	1	X	X	X	X	X
4	1	X	X	X	X	X		
保険者名	佐賀県後期高齢者医療広域連合							



平成20年3月中に、新しい保険証が1人に1枚交付されます。

医療機関の窓口で支払う自己負担の割合は、今の老人保健と同じ1割(現役並み所得のある方は3割)です。

運営主体は「佐賀県後期高齢者医療広域連合」になり、申請や相談、保険料の徴収などは市町が行います。

平成20年4月からは、広域連合が交付する「後期高齢者医療被保険者証」の1枚を提示して医療を受けることになります。



保険料

後期高齢者医療制度では、対象となる被保険者全員が保険料を納めます。

保険料は、被保険者1人当たりいくらか決められる「被保険者均等割額」と被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。



佐賀県の
保険料

=

被保険者
均等割額
47,400円

+

所得割額
被保険者に係る
基礎控除後の
総所得金額
×8.8%

後期高齢者医療制度の保険料は？ ●1年間の個人の保険料額（年金収入のみの場合）

例1) 1人世帯の場合

年金額	0円～ 1,680,000円	1,680,001円～ 2,030,000円	2,030,001円～	7,362,582円～
保険料額	14,200円～ 27,400円	51,100円～ 81,900円	91,400円～ 500,000円	500,000円(限度額)
均等割軽減割合	7割	2割	なし	なし

例2) 夫婦2人世帯の場合（妻の年金額を基礎年金額の79万円とする）

年金額	夫	0円～ 1,680,000円	1,680,001円～ 1,925,000円	1,925,001円～ 2,380,000円	2,380,001円～
	妻	790,000円	790,000円	790,000円	790,000円
保険料額	夫	14,200円～ 27,400円	36,900円～ 58,400円	72,600円～ 112,700円	122,200円～ 500,000円
	妻	14,200円	23,700円	37,900円	47,400円
均等割軽減割合		7割	5割	2割	なし

佐賀県の保険料率

- 被保険者均等割額年額47,400円（被保険者全員が負担するもの）
- 所得割率8.8%（所得に応じて負担するもの）

■所得の低い方の軽減措置

所得の低い方は、保険料の被保険者均等割額が世帯の所得水準にあわせて、7割・5割・2割軽減されます。



■被扶養者であった方の軽減措置

これまで自分で保険料を払っていなかった方は、被保険者の資格を得た日のある月から2年間、保険料の被保険者均等割額のみ賦課され、これが5割軽減されます。

※平成20年度は、本来負担すべき保険料の95%を軽減します（平成20年10月から納付開始）。

●お問い合わせは

小城市役所 国保年金課 老人医療係(小城庁舎) ☎73-8802 もしくは
佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476 まで
URL <http://www.saga-kouiki.jp/>

4月1日から証明書発行手数料を改定します

4月1日から下記のとおり証明書発行手数料を改定します。戸籍の謄・抄本など戸籍に関する証明書発行手数料は従来どおりです。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

名 称	交付できるところ	改定前	改定後
住民票の写し（広域交付を含む）	各庁舎の総合窓口	200円	300円
住民票記載事項証明			
戸籍の附票の写し			
身分証明書			
印鑑登録証明書			
外国人登録原票の写し	(小城庁舎) 市民課		
外国人原票記載事項証明書			
所得証明書	各庁舎の総合窓口 (小城庁舎) 税務課		
納税証明書			
課税証明書			
資産証明書			
公課証明書			
固定資産評価証明書			
名寄帳の写し	(牛津庁舎) 総務課		
認可地縁団体台帳の写し			
認可地縁団体印鑑登録証明書	各庁舎の総合窓口		
耕作証明書			
印鑑登録証の再交付	各庁舎の総合窓口	300円	500円

【問合せ先】

- ・各庁舎総合窓口（小城）73-8805 （三日月）73-8824 （牛津）63-8802 （芦刈）63-8822
- ・市民課 73-8800 ・税務課 73-8801 ・総務課 63-8818

＝ 証明書の時間外交付サービス ＝

平日の開庁時間内に市役所に出向くことができない方でも、事前に電話予約すれば時間外に「住民票」「印鑑登録証明書」「税務に関する証明書」を受け取ることができます。

予約受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

詳しくは下記までお問い合わせください。

【問合せ・予約先】 牛津総合窓口係 63-8802

児童扶養手当の 受給者のみなさんへ

児童扶養手当を受給されてから平成20年4月以降に5年を経過される方は、経過する月の2か月前に就労状況等の確認のための書類が自宅に郵送されます。

この郵便物には、引き続き児童扶養手当を受給するため必要な書類が同封されていますので、必要書類に記載の上、こども課（小城市舎2階）へ郵送又は持参してください。

なお、必要な書類が提出されない場合は、平成20年4月以降の手当が一部支給停止される場合がありますので、必ず提出期限までに提出していただきますようお願いいたします。
※手当を従前どおり受給するためには、5年を経過する月における受給者の就労状況等を確認する書類のうち、該当する書類（就労証明等）を提出していただく必要があります。

平成20年4月以降に児童扶養手当を受給されてから5年経過される方は、児童扶養手当の支給開始月の初日から

起算して5年（認定の請求をした日において、3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、その児童が3歳に達した日の属する月の翌月から起算して5年を経過するとき）または手当の支給要件に該当する月の初日から起算して7年を経過した方です。

平成15年4月1日に既に児童扶養手当を受給されている方は、平成20年4月1日に一部支給停止措置に該当します。提出書類の記載等に疑問がある場合は、こども課（☎73-18821）までご連絡ください。

【問合せ・提出（郵送先）】

〒845-18501
小城市小城市253番地21
小城市役所 小城市舎2階
こども課 子育て支援係
担当 柳川・池田
☎73-18821
FAX73-18812

市役所の組織を 改編します

効率的な行政運営と住民サービスの向上、重要な課題への対応のため、4月1日付で市役所の組織を改編し、新しい体制で業務を行います。改編の主な内容は企画課と情報政策課の統合（総務部）、本庁方式移行推進課（総務部）の新設、市民課（市民部）と総合窓口課（市民部）の統合、収納対策課（市民部）の新設です。

市民課と総合窓口課は統合しますが、各庁舎の総合窓口係はこれまでどおりの業務を行います。

収納対策課は、税の徴収強化及び住宅使用料、保育料等の収納対策を関係課と連携して行います。

組織改編の詳細は4月5日号の市報おぎでお知らせします。

【問合せ】総務課
人事給与係（牛津庁舎）
☎63-18818

固定資産課税台帳の 閲覧及び縦覧について

固定資産税の閲覧・縦覧制度は、新たに作成する「固定資産課税台帳」により、土地・家屋の評価額などが縦覧できる制度です。

縦覧期間
4月1日～6月2日
（土曜、日曜、祝日は除く）

縦覧場所
小城市舎税務課税係
閲覧できる方
固定資産の所有者、借地借家人など

縦覧できる方
納税者（相続人、納税管理人を含む）
持参する物
印鑑、納税者の確認ができる物

・代理人は委任状、本人確認ができる物（免許証、保険証など）
・借地借家人などの方は、賃貸借契約書等
・法人の場合は、会社印押印の委任状

【問合せ】税務課
課税係（小城市舎）
担当 岩本・中野
☎73-18801

給食費は納期内に 納入しましょう

小城市教育委員会では2月20日に開かれた定例の教育委員会において、給食費の未納対策の一環として、納入相談を行う中でも支払いの意思が確認されない悪質な未納者に対し、簡易裁判所への支払督促申立による強制執行（差押）を活用し未納の解消を図る方針を決定しました。

これまでも、未納者に対しては文書や電話などで督促を行ってきましたが、何の連絡もなく、納入もされない保護者がいます。

給食費は、児童・生徒が食べる給食の食材を購入する費用であり、既に納入されている保護者と未納者の間に著しく均衡を欠くだけでなく、児童・生徒への影響も心配されます。

給食費の公平な負担と安全な給食の提供のために、給食費は期限内に納入しましょう。

【問合せ】学校教育課
（小城市舎）担当 相川
☎73-18807



男女共同参画コーナー

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が平成19年7月11日に改正され、平成20年1月11日から施行されました。

配偶者暴力防止法改正のポイント

保護命令制度の拡充

①生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てができます。

配偶者から生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、将来、配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に対する重大な危害を受けるおそれが大きいと認められるときにも、裁判所は保護命令を発することができるようになりました。

②被害者に対する電話・電子メール等が禁止されます。

被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、裁判所は配偶者に対し、被害者に対する以下のいずれかの行為も禁止する保護命令を発することができるようになりました。

した。

- 一 面会の要求
- 二 行動の監視に関する事項を告げること等
- 三 著しく粗野・乱暴な言動
- 四 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
- 五 夜間（午後10時～午前6時）の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
- 六 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させるものの送付等
- 七 名誉を害する事項を告げること等
- 八 性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・画像等の送付等

③被害者の親族等も接近禁止命令の対象となります。

配偶者が被害者の親族等の住居に押し掛けて著しく粗野・乱暴な言動を行っていること等の事情があることから、被害者が配偶者と面会せざるを得なくなることを防止する必要があると認めるときは、裁判所は、被害者の申立てに

より、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の親族等への接近禁止命令を発することができるようになりました。

【問合せ】こども課

子育て支援係（小城庁舎）

担当 柳川・右寺

☎ 73-8821

FAX 73-8812

企画課 市民協働推進係

（牛津庁舎）

担当 森永（喜）・坂田

☎ 63-8803

FAX 63-8808

住宅用火災警報器の設置が義務化！

住宅火災による死者を減少させることを目的として、平成18年6月からすべての住宅の寝室などに住宅用火災警報器の設置が火災予防条例で義務付けられました。

新築住宅

平成18年6月1日から設置

既存住宅

平成23年5月31日までに設置

火災警報器の悪質な

訪問販売等に注意！！

住宅用火災警報器の設置が

義務付けられたことを悪用し、一人暮らしの高齢者宅にいきなり入り込んで、高額の料金を請求する事案が発生しております。

⑦罰金という言葉におびえて動揺しないこと。（罰則はありません）
消火器の悪質な
訪問販売等に注意!!!

「市役所から来た」や「消防署の方から来た」、「回覧板で廻ってきているはず」、「近所の家も全て設置している」など紛らわしい表現をし、住宅用火災警報器の設置を執拗にせまってきます。

また、消火器の不適正な訪問販売も多発しています。

そこで、消防庁では、住宅用火災警報器の不適正な訪問販売の被害にあわないため、次の7項目を呼びかけています。

①消防職員や市は訪問販売などしません。

消火器を備えているということは、本心に強いものですが、その設置が義務付けられていない個人の住宅にまで入り込んで、交換を迫ったりすることは、個人の住宅に対する消火器の設置が法令等で義務付けられていない以上、「不適正な訪問販売」と言わざるを得ません。

②自分の家にはどの箇所に設置する必要があるのかをあらかじめ知っておく。

そういう強引な販売者に対して、はっきり拒否して被害にあわないように十分注意してください。

③承諾を得ずに点検をしようとするなど、「怪しい」と感じたらその場で断る。

【問合せ】佐賀広域消防局
小城消防署

④点検は個人で容易にでき、点検業者に依頼しなければできない作業ではありません。

☎ 66-1541

⑤口車に乗せられて、即決・契約しないこと。

総務課 消防交通係
☎ 63-8818

⑥安すぎるのは、おかしいと疑うこと。

事前に見積もりをとり、工事内容をよく確認すること。

⑦安すぎるのは、おかしいと疑うこと。

4月に狂犬病予防注射 (集合注射)を 実施します!

小城市では、4/8(火)から4/20(日)の期間、市内10か所で平成20年度狂犬病予防注射(集合注射)を実施いたします。左表のどの会場でも受けることができますので、日程及び会場を確認し、来場をお願いいたします。
また、会場で犬の登録も行うことができます。

【会場へ持参するもの】

犬の登録がお済みの方
案内はがき
注射料金等 3,050円
犬の登録がまだお済みでない方
犬の登録手数料 3,000円
注射料金等 3,050円

※案内はがきにつきましては、犬の登録がすでにお済みの方のみ、ご自宅に送付しております。
【会場での注意事項】
○会場へは多数の方の来場が予想されますので、トラブル等を避けるため、愛犬に首輪・リード(引き綱)をしつかり着用し、十分に制御でき

る方が連れてきてください。

○会場内での愛犬のフンの後始末につきましては、飼い主の方で行って頂きます。

○「愛犬の体調が悪い」また、「妊娠中(授乳中)である」このようなときは、集合注射会場で予防注射を受けることができない場合があります。動物病院でも注射ができますので、まずは動物病院へご相談ください。

犬の登録? 狂犬病予防注射?

生後91日以上の子犬については、生涯1回の登録と毎年1

【平成20年度 狂犬病予防注射 日程】

実施日	時間	実施会場
4/8(火)	10:00~11:00	三里支館(小城町)
	14:00~15:00	晴田支館(小城町)
4/9(水)	10:00~11:00	岩松支館(小城町)
	14:00~15:00	小城公民館
4/11(金)	10:00~11:00	芦刈庁舎西側駐車場
4/13(日)	9:30~11:30	芦刈庁舎西側駐車場
	14:00~16:00	牛津庁舎東側駐車場
4/15(火)	10:00~11:00	J A さが砥川支所
	14:00~15:00	牛津庁舎東側駐車場
4/18(金)	10:00~11:00	織島浄化センター(三日月町)
	14:00~15:00	三日月体育館
4/20(日)	9:30~11:30	三日月庁舎西側駐車場
	14:00~16:00	小城公民館

回の狂犬病予防注射が狂犬病予防法により義務付けられています。犬を飼われない方は、まだ登録されていない方は、登録手続きを行い鑑札の交付を受けてください。

また、登録がお済みの方で飼っていた犬が死んでしまつたなどの理由により、現在は犬を飼っていないという方は市役所まで至急届出をお願いします。

【問合せ】生活環境課

生活環境係(小城庁舎)
担当 秋野・川浪
☎73-8803

老人医療受給者(75歳以上及び一定の障害の状況にある65歳以上)の方の 基本健診

4月1日から、これまでの「老人医療制度」から、「後期高齢者医療制度」に変わります。それに伴い、基本健診の受診方法が変わります。

【変更前】(変更後)
【名称】基本健診→特定健診
【主体】小城市 ↓広域連合

【受診できる方】
①後期高齢者医療制度の被保険者
②健康な方
【対象外となる方】
①生活習慣病等により、健診実施日から1年以内に入院・通院があった方
②年度中に特定健診またはこれに相当する健康診断を受診した方
③介護老人福祉施設・特定養護老人ホームなどの施設に入所している方

【申し込み期間】
4月1日から

【受付場所】 小城庁舎国保年金課

*受付の際に、生活習慣病での受診履歴などの聞き取り調査が必要なため、**国保年金課**のみの受付となります。ご了承ください。
*小城庁舎までお越しいただくのが困難な場合は、左記までお電話ください。

【問合せ】国保年金課
(小城庁舎) 担当 江里口
☎73-8802

「ねんきん特別便」が届いた方へ

～社会保険事務所による巡回相談を実施します～

【実施日】3月26日(水) 10:00~15:00
【場所】小城市役所三日月庁舎(2F) 2-1会議室
【相談に必要なもの】①ねんきん特別便 ②年金証書 ③印鑑
*代理の方の場合は委任状が必要です

<この相談日に関するお問合せ>
国保年金課 ☎73-8802 担当 円城寺

国民健康保険からの お知らせ

◆国民健康保険税の年金天引き（特別徴収）

65歳～74歳までの世帯主の方を対象に、4月に支給される年金から天引きで保険税を納めていただくこととなります。これにより、自ら金融機関等に向いていただく必要がなくなります。

年金から国民健康保険税が徴収（天引き）される方には、3月末から4月上旬までの間に、特別徴収を開始することをお知らせする通知書（仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書）が届きます。

〈特別徴収に該当する方〉

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者であること
- ②世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳～74歳であること
- ③特別徴収となる年金の年額が18万円以上であること
- ④国民健康保険税が介護保険料と合わせて年金額の2分の1を超えないこと

以上の要件を満たす方が特別徴収となります。（それ以外の方はこれまでどおり6月か

らの納付方法と変りません。）

◆入院時の負担を軽く

一か月の医療費が高額になると「高額療養費」として後日支給されますが、入院の場合、病院で支払う医療費が自己負担限度額までとなる「**限度額適用認定証**」の交付を行っています。

この「限度額適用認定証」の交付を受けて入院先の病院に提示すると、窓口負担は自己負担限度額までとなりますので、窓口での負担が軽くなります。

ただし、国保税を滞納している世帯は、限度額適用認定を受けることができません。

【問合せ】

国保年金課（小城庁舎）

担当 堤・高木

☎73-8802

小城市都市計画マスタープランを策定中です

市では、概ね20年後のまち（都市）の将来都市像と将来都市構造などを定める小城市都市計画マスタープランの策定を行っています。

策定にあたっては、市民の方と意見を有する方などで構

成する「小城市都市計画マスタープラン策定検討委員会」を設置し、検討を行っております。

会議は、昨年11月に第1回会議を開催し、2月までに3回開催しています。

次回から策定検討委員会は、傍聴ができますので、会議日程をホームページでお知らせします。

今後は、策定検討委員会の報告後にパブリックコメントを予定しています。

【問合せ】まちづくり推進課

（芦刈庁舎）担当 田中

☎63-8826

中心市街地活性化パネル ディスカッションin小城 （診断・助言事業報告会） が開催されました

2月16日（土）、昨年7月から取り組んできた経済産業省所管の「中心市街地活性化診断・助言事業」の報告会を兼ねたパネルディスカッションが、地元住民をはじめ約60人の方に参加いただき小城公民館大ホールで開催されました。

まず事務局から事業経過報告があり、診断・助言委員の

講演の後、江里口秀次市長、小城本町開発組合の力武博明氏、人づくり塾の小柳容子氏らをパネリストに迎え、まちづくり活動の観点から今後の小城市の「街なか」がどうあるべきかについて様々な議論がなされました。

今後の小城市中心市街地活性化への取り組みの契機にしていきたいと考えています。

【問合せ】まちづくり推進課

（芦刈庁舎）担当 嘉村

☎63-8826



春の交通安全県民運動 が行われます！

「守ろう交通ルール 高めよう交通マナー」をスローガンに4月6日（日）から15日（火）までの10日間「春の交通安全県民運動」が実施されます。

この期間中は、「子どもと高齢者の交通事故防止」

を運動の基本として、

- 1 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 追突事故の抑止

を重点目標に交通安全運動を行っています。

特に4月10日（木）は、交通安全に対する国民の意識を高めるための新たな国民運動として『交通事故ゼロを目指す日』になっています。

高齢者に係る県内の交通事故死亡事故は4件（1月20日現在）で、そのうち17時から21時までが3件、早朝6時台が1件と夜間における事故が多く発生しています。高齢者のみなさんは、夜間出かけるときは、明るい色の洋服を着たり、反射材のついた物を携帯するなどしましょう。

市民のみなさん一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故に注意し、交通事故のない安全で安心なまちづくりを目指しましょう。

【問合せ】総務課

消防交通係（牛津庁舎）

担当 山口・三ツ家

☎63-8818

第3回中林梧竹常設展開催中

3月5日(水)から、平成19年度第3回中林梧竹常設展を開催しています。中林梧竹記念館では、館蔵作品を常設展で紹介しております。今年度は、4月と8月に展示替を行い、今回3回目の常設展の展示替となります。

本展では、中林梧竹50代の書から晩年の書まで約30点を展示しています。次回の展示替は6月を予定しています。



展示資料より

— 中林梧竹常設展 —

「竹図」

梧竹作品の竹図です。梧竹とは、書を書く時の号で本名は隆経たかねといいますが。梧竹は、自分の号の由来について「自分が住む屋敷には梧(あおざり)と竹が生い茂っていた。それで、梧竹と名乗った」と語っています。



梧竹74歳の作品です。

小城写友会写真展

吉田安郎特別展

とき…3月26日(水)～30日(日)

午前10時～午後5時

ところ…企画展示室(桜城館2階)

主催…小城写友会

元会長の吉田安郎氏の作品及び会員14人の作品、約50点を展示します。



「小城公園」吉田安郎氏撮影

虹の会絵画展

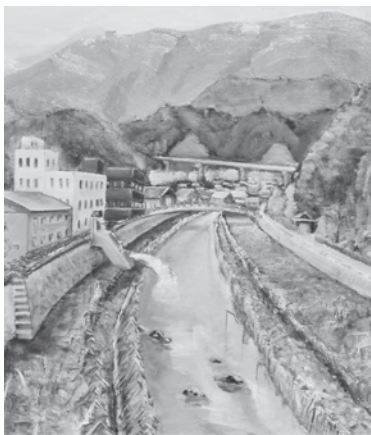
とき…4月1日(火)～6日(日)

午前10時～午後5時

ところ…桜城館1階ロビー

主催…虹の会

会員14人の作品、35点を展示します。



「天山」富永静雄氏画

「色鍋島とガラスの出会い」展

とき…4月1日(火)～15日(火)

午前9時～午後5時

(初日は午前11時から)

(最終日は午後3時まで)

月曜休館

ところ…企画展示室(桜城館2階)

色鍋島14代目市川忠山氏・手彫りガラス工芸作家田島和彦氏による展示会。

江戸時代から続く焼物色鍋島、ほとんどの作業をやすり1本で行う手彫りガラス工芸の作品約200点を展示します。ぜひ、御覧ください。



色鍋島と硝子の出会い

光

広域清掃センター建設推進課だより

小城市・多久市では、環境にやさしい最新システムの
清掃センター建設を目指しています

生ごみを考えてみましょう

2月号で、ごみの減量化・資源化（リサイクル）の話をしました。家庭から出るごみの中身を見てみると、生ごみが約3割を占めています。台所から発生する生ごみの内訳としては、調理くず等を除いた食べ残しや、手付かず食品（賞味期限切れ等食品）が4割弱となっています。生ごみを減らすために、まずは、取り組みやすい食べ残しや手付かず食品を減らす工夫をしていきましょう。このことは、食材の無駄をはぶき、家計の手助けにもつながっていくものです。



食べ残しを減らすには

- 1 必要以上に作らない
- 2 あまった場合は、工夫して違った料理にリフォームする



手付かず食品を減らすには

- 1 買いすぎない
- 2 冷蔵庫や食品庫をよく見て賞味期限を過ぎないように気をつける
- 3 買物しないで、冷蔵庫一掃料理の日を設ける



などの工夫があります。「食べ物があふれている現代、ほとんどの食材が手に入るようになりました。しかし、食卓にならぶ料理をよく見ると、私たちの食生活は海外からの食料輸入によって成り立っていることが分かります。世界では今、約8億人が飢えに直面していると言われ、栄養不足や飢えの影響による病気で、5歳未満の幼児が毎年約600万人も亡くなっています。年間に日本で廃棄される食べ残しや、手付かず食品は、途上国の7,000万人以上の人々が1年間食べられる量に匹敵します。「食べ物は大切」「もったいない」という気持ちを忘れず、食の大切さを考えていきたいものです。

生ごみの堆肥化

つぎに、生ごみを減らす方法としては、ごみとして捨てないで、肥料として活用する方法があります。家庭用の生ごみ処理機器購入についても補助金制度がありますので、ぜひ活用ください。

【問合せ】広域清掃センター建設推進課（小城庁舎）担当 古賀・菊池・池田 ☎73-8816

小城市保健福祉センターだより

平成20年4月1日(火)から
アイルの利用時間・休館日が変わります

年間とおして
同じ時間です

利用時間

開館時間	トレーニングルーム プール 終了時間	浴室 終了時間
10:00	～21:00 まで	～21:30 まで

春ですよ～(^.^) 運動不足解消に
トレーニングルーム&プールを
ぜひご活用ください!!



※浴室の最終入場は
21:00までです。

アクアビクスや
エアロビクスも開催中!
気持ちいい汗を
流しましょう

休館日

4月の休館日
14日(月)
15日(火)
の2日間です

●毎月第2月曜日とその翌日です。

ただしこれらの日が休日に当たる場合は、その日以後で最も近い連続する休日でない2日。

●年末年始(12月29日～1月1日)



【問合せ先】

アイル ☎51-5515

おかげさまで

アイルはもうすぐ5周年!!

4月20日はアイルの誕生日です

5周年記念感謝祭!!

4月20日(日)



感謝の気持ちを込めて5周年記念感謝祭を
開催いたします。詳しくは「アイルだより」
4月号」にてお知らせ致します(^.^)!



絵本の読み聞かせ

ぼっかぼかルーム



4月はお休みです

これからも子ども達にたくさんの
絵本との出会いをプレゼントで
きたら嬉しいですね(^.^)

【問合せ先】アイル

保育士 古賀 ☎51-5515

子育てサロン「ぶらんこ」「こすもす」

みんなでのびのび遊びませんか！

	場所	日時	備考
「ぶらんこ」	桜楽館 (多目的ホール)	4月7日(月)	※4月は第1・第2・第3・第4月曜日 ※対象者/乳幼児と保護者等
		4月14日(月)10:00	
		4月21日(月)～12:00	
		4月28日(月)	
「こすもす」	アイル (母子保健室)	4月10日(木)10:00	※4月は第2・第4木曜日 ※対象者/乳幼児と保護者等
		4月24日(木)～12:00	
	ひまわり (集団指導室)	4月1日(火)10:00	※4月は第1・第3火曜日 ※対象者/乳幼児と保護者等
		4月15日(火)～12:00	

【問合せ先】 小城市社会福祉協議会(子育て相互支援センター) 担当 保育士 船津 ☎73-2700

ゆめりあ4月の教室案内

下記の教室は自由参加です。事前申し込みや予約の必要はありません。参加受付は開始時間の30分前より行います。

月	火	水	木	金	土	日
ヨガ&ステップ 10:30～11:30	休館日	エアロビ入門 10:30～11:15	ボール フィットネス 10:30～11:00	やさしいエアロ 10:30～11:30	GoGo ステップ 10:30～11:30	すっきり ストレッチ 10:30～11:00
						
楽しくエアロ 19:30～20:30		ピラティス& ダンス 19:30～20:30	□は1時間の 教室です	ボディー ファイト!! 19:30～20:00	エアロビ入門 19:30～20:15	■は30分～45分 の教室です

※参加される方は、トレーニングルームの利用券が必要です。
※運動のできる服装でお越しください。
※室内用のシューズをご持参ください。
※都合により教室の内容、時間が変更する場合があります。

【問合せ先】 ゆめりあ(2階)
☎73-9280
担当 江島

各保健福祉センターの問合せ先・休館日

健康づくり・体力づくり・くつろぎや交流の場として活用しましょう!



小城保健福祉センター「桜楽館」 10:00～19:00 ☎73-7117	休館日 4月…12日(土)13日(日) 毎月第2土曜日及びその翌日
三日月保健福祉センター「ゆめりあ」 10:00～21:30 ☎73-9270	休館日 4月…1日(火)8日(火)15日(火)22日(火)23日(水) 30日(水)毎週火曜日及び第4水曜日(祝祭日の場合は翌日)
牛津保健福祉センター「アイル」 10:00～21:00 ☎51-5515	休館日 4月…14日(月)15日(火) 毎月第2月曜日及びその翌日(祝祭日の場合は翌日)
芦刈保健福祉センター「ひまわり」 10:00～19:00 ☎66-5566	休館日 4月…26日(土)27日(日) 毎月第4土曜日及びその翌日

詳しい内容や利用料金等は、各保健福祉センターにお気軽にお問合せください。

地域包括支援センターだより

悪徳商法に注意！

高齢者を狙った振り込め詐欺など、高齢者をめぐる悪徳商法は後を絶ちません。今回は悪徳商法の手口などを知り、注意・警戒をしていただき悪徳商法の被害にあわないように実際に起きている被害を紹介します。

<被害内容>…団地の一室で行われた催眠療法 H19. 12 九州・沖縄地方で

近所で「野菜の販売です。鍋などの日用雑貨も無料で配布中」等と勧誘された。会場では商品が無料で配られ、最後に「病気が治る敷きマット6万円を3万5千円で販売。早い者勝ち」と言われ購入。後日、クーリング・オフのはがきを出す、あて先不明で戻り、電話も通じない。返金してほしい。

→商品の無料配布を口実に販売目的を隠したまま、高齢者を会場（空き店舗や団地の一室）に誘い込んでいます。会場では商品を無料で配布し、得した気分させて最後に高額な健康器具、健康食品、布団等を売りつけるSF商法（催眠商法）の手口です。

→このケースではクーリング・オフは可能ですが、業者と連絡が取れないことから返金が難しい状況です。「格安」・「無料」などと誘われても、安易に会場に近づかないようにしましょう。

<被害内容>…床下換気扇の不審な訪問点検 H19. 11 中国地方で

「床下換気扇の点検をします」と、見知らぬ業者が訪問してきた。「設置業者と違う」と言ったところ、「設置業者は業務停止処分を受け、大変な状況。モーターを納入している当社が代わりに点検する」と言われた。不審に思い、「点検は明日にしてほしい」といったが約束の時間に来なかった。だまそうとしたのだろうか。

→契約者名簿を入手した業者が、設置業者の関連会社を装い、点検の名目で訪問したと思われる。点検に応じると、次々と必要のない商品や工事等を契約させられる恐れがあります。

→仮にこのような訪問販売の勧誘を受け、商品を契約させられてしまったとしても、クーリング・オフで無条件解除ができます。

少しでも不審に思ったら周りの方や消費者センターに相談しましょう。

市民課消費生活相談係（小城庁舎） ☎72-5667（相談専用電話）

月・水・金曜日（10：00～16：00）

「佐賀県消費生活センター」

☎24-0999（9：00～16：00）

「佐賀県警察相談室」

☎26-9110

小城市地域包括支援センター

南部 芦刈保健福祉センター「ひまわり」内（牛津・芦刈） ☎66-6376

北部 三日月庁舎内（小城・三日月） ☎73-2172

小城市の高齢福祉事業を紹介します

あんま・はり・きゅうなどの施術料助成事業

高齢者があんま・はり・きゅうなどの施術を受ける費用の一部を助成する事業です。指定された事業所で利用できる助成券を交付します。

(平成20年4月1日より指定された佐賀市、多久市の事業所でも利用できます。)

事業所の一覧表は助成券を交付する際にお渡しします。

1. **利用できる方** 65歳以上であんま・はり・きゅうなどの施術を受ける方
2. **内容** 印鑑を持参し、各庁舎の総合窓口にて助成券の交付を受けます。本人、家族以外の方が申請される場合は委任状が必要です。 どの庁舎でも交付を受けることができます。
 - 助成券は市が指定した事業所で1回につき1枚しか使えません。助成額は1枚1,000円です。
 - 1人につき年間30枚発行できます。発行は1回につき6枚です。
 - 助成券は本人以外使用できません。また、人に譲ったりもできません。

食の自立支援事業（配食サービス）

調理や買物など食事の準備が困難な高齢者にお弁当を配達し、安否確認を行うサービスです。食の自立の観点からお弁当の提供が適切と判断された方が対象です。

1. **利用できる方** 食事の準備が困難な一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で地域ケア会議で必要と認められた方
2. **内容** 月曜から土曜日の昼食・夕食を配達し安否確認を行います。現在利用の方も定期的な見直しがあります。利用に際しては他のサービスとの組み合わせを考えて利用していただきます。
3. **利用料** 1食あたり400円

軽度生活援助事業

けがや病気のために寝込んでしまった時一人暮らしの高齢者の場合、買物や食事の準備に困ってしまいます。そんな時や虚弱な方への家事支援サービスです。社会福祉協議会のホームヘルパーが家事のお手伝いをします。

1. **利用できる方** おおむね65歳以上の一人暮らしの方、高齢者のみの世帯で、生活上の援助が必要な方。地域ケア会議で必要と認められた方。
2. **内容** 部屋の掃除、食事食材の買物、洗濯など。
3. **利用料** 1時間あたり一般世帯200円、生活保護世帯100円

【問合せ】 小城市役所 三日月庁舎 高齢障害福祉課 高齢福祉係 担当 蘭 ☎73-8820



小城市

児童センターだより

4月行事
ご案内

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
	4月	おやすみ	●ゆうゆうキッズ 11:00～ 幼児 「楽しいおはなし」	●ゆうゆうベビーズ 10:30～ 0歳児 「ふれあいあそび」 ●キャンドル作り 14:00～	●ゆうゆうキッズ 11:00～ 幼児 「まねっこあそび」	●キッズひろば 11:00～ 乳幼児 ◇茶道教室 10:30～ ●えてがみ 14:00～
6	7	8	9	10	11	12
	●おはなし会 11:00～	おやすみ	●ゆうゆうキッズ 11:00～ 幼児 「ねんどあそび」 ◇手芸クラブ 15:30～	休館日 (館内整理日)	●ゆうゆうキッズ 11:00～ 幼児 「親子たいそう」	●キッズひろば 11:00～ 乳幼児 ●木工教室 14:00～ 「えんぴつ立て」
4月の講座・教室の受付開始 (一部、受付中の講座あり) →						
13	14	15	16	17	18	19
◇華道教室 10:30～	★子育て講座 10:30～ 乳幼児 「歯のおはなし」 ★スタジオ利用講習会 17:00～ 中高生 「ドラム」	おやすみ	●ゆうゆうキッズ 11:00～ 幼児 「楽しいおはなし」 ◇あみものクラブ 16:00～	●ゆうゆうベビーズ 10:30～ 0歳児 「春のうた」	●ゆうゆうキッズ 11:00～ 幼児 「ふれあい公園 へ行こう」	●キッズひろば 11:00～ 乳幼児 ◇手話教室 10:00～ ●スポーツの日 14:00～ 「みんなで遊ぼう」
20	21	22	23	24	25	26
★料理教室 10:00～ 「ホットケーキ ピザ」 ◇キッズサッカー 10:30～	●おはなし会 11:00～	おやすみ	●ゆうゆうキッズ 11:00～ 幼児 「こいのぼりを 作ろう」 ◇手芸クラブ 15:30～	●リズムであそぼう (リトミック) 11:00～ 乳幼児	●ゆうゆうキッズ 11:00～ 幼児 「トンネルあそび」	●キッズひろば 11:00～ 乳幼児 ★一輪車教室 (初心者) 14:00～
27	28	● 29(昭和の日)		30		
	●キッズひろば 11:00～ 乳幼児 ★スタジオ利用講習会 17:00～ 中高生 「ベース・ギター」			おやすみ		

4月から乳幼児向けの「ゆうゆうキッズ」は時間が変わりになります。また、内容が少し変わる曜日があります。

◇印が付いている講座は、4月～9月まで継続して実施する講座・教室で、受付は終了しました。
★印が付いている講座は、事前申し込みが必要な講座・教室です。

小城市児童センター
TEL 0952 (72) 1300
FAX 0952 (72) 1313
小城市三日月町長神田1821-1

※講座・教室等は、都合により日程や内容が変更になる場合があります。
※各行事の詳細については、小城市児童センターまでお問い合わせください。

《開館時間》・10時～19時（日曜は18時） ※小学生以下は17時まで

★4月の事前申し込みが必要な講座・教室です！★

★子育て講座

「歯のおはなし」

講師／岡本 彰子氏
(歯科衛生士)
日時／4 /14(月)10:30～
対象／乳幼児の保護者
受付／受付中
※ボランティアの方による託児を行います

★料理教室

「ホットケーキピザ」

日時／4 /20(日)10:00～
対象／小学生以上 12人
受付／4 / 6 (日)～4 /13(日)
※定員を超えた場合は抽選。
※材料費200円を当日集めます。

中高生向け

★スタジオ利用講習会

スタジオ利用希望者は、講習会を受けてください。
日時
4/14(月)17:00～「ドラム」
28(月)17:00～「ベース・ギター」
対象／中学生以上 先着各5人
受付
「ドラム」 4 / 2 (水)～
「ベース・ギター」 4 /14(月)～

★一輪車教室

今回は初心者

(一人で乗れない人や、初めて乗る人)のための教室です
※今回は講師の先生の指導があります
日時／4 /26(土)14:00～
対象／5歳児以上 先着40人
受付／4 / 6 (日)～

平成20年度 児童運営委員 募集中

応募資格…小城市在住の新小学4年生～高校3年生

【主な内容】

- 児童センターでのイベントの企画・運営
(5月の「こどもまつり」や12月の「ゆうゆうフェスタ」など)
- 地域の行事(夏祭りでの「お化け屋敷」など)への参加・運営
- 日常の児童センターで、自分のやりたいことを実践する
(例えば…乳幼児の相手、カウンター業務の手伝い、小学生のリーダー的存在 などなど)



経験者も初心者も大歓迎!やる気のある人大募集☆

→詳しくは、児童センターへおたずね下さい。

講座の申し込みは **4月6日(日)10:00**から行います。(一部受付中の講座あり) **児童センターへ本人または保護者が電話かカウンターで申し込みをしてください。** 抽選結果については、**受付期間終了後に来館時または電話でおたずねください。** 申し込まれた講座・教室を欠席される場合は**センターまでご連絡ください。**

子育てを応援します 子育て相互支援事業 (ファミリーサポートセンター)

子育て相互支援事業とは?

援助をしたい方(協力会員)が援助を受けたい方(利用会員)の子育てをお手伝いする事業です。

急な用事が入ったので子どもを預かってほしい、残業で保育園のお迎えができない、産前産後の家事支援、家族が病気や入院で子どもの世話ができない……そんな時に協力会員がお手伝いします。

まずは、会員登録をしてください。



●年 齢：原則として小学校3年生まで

●利用料金

	時 間	1 時間当り
平日 (下記以外)	午前8時～午後6時まで	400円
	上記以外	500円
休日等 (土・日祭日等)	午前8時～午後6時まで	500円
	上記以外	600円

【問合せ・申込み先】 小城市社会福祉協議会 (桜楽館内) 小城市子育て相互支援センター ☎73-2700

小城市民図書館だより

No.35

ホームページ <http://library.city.ogi.saga.jp>

★利用時間 午前10時～午後6時（土、日は午後5時まで）★
（金曜日は、三日月館・小城館は午後7時までです）

小城館

桜の季節になりました。



もう、春です。
小城公園の桜も、そろそろ見頃を迎えます。
図書館を利用された後に、小城公園で花見はいかがですか。

《桜》の展示をしています。

《桜》をテーマに本やCDを集めてみました。
「桜の木の下」 aiko (CD)
「NAMELESS WORLD」コブクロ (CD)
「日本の美 桜～西日本編」 宗次郎 (ビデオ)



「大人の桜旅」



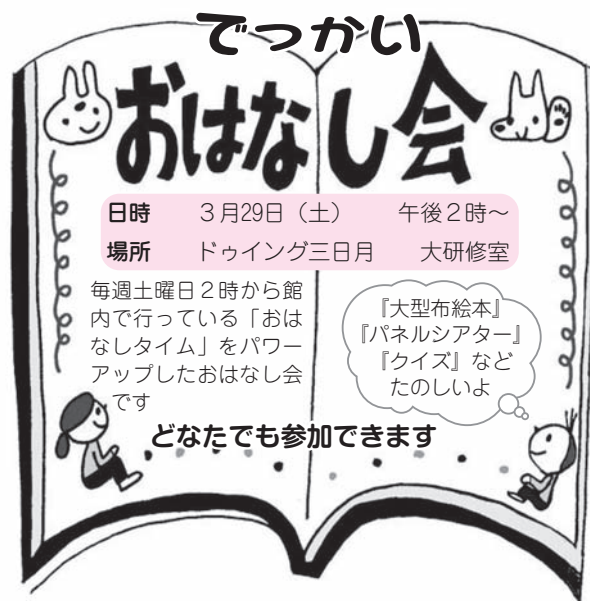
「日本の夜桜」



「桜風景」

【問合せ】小城館 担当 江里口 ☎71-1131

三日月館



【問合せ】三日月館 担当 雪竹・牛島
☎72-4946

人気のあった本やDVDなど

2007年度

2館・2分室合わせ、年間を通して予約が多かったものです。

【一般書】

- | | |
|----------------------------|-----------|
| ◎ホームレス中学生 | ◎鈍感力 |
| ◎女性の品格 | ◎恋空 上・下 |
| ◎夜明けの街で | ◎ダイニング・アイ |
| ◎楽園 上・下 | ◎私の男 |
| ◎田中宥久子の造顔マッサージ (10年前の顔になる) | |
| ◎陰日向に咲く | ◎探偵ガリレオ |
| ◎一期一会メモリーブック | |
| ◎14歳の恋花 (Hana・chu-BOOKS) | |

【雑誌】

- | | |
|-------------|---------|
| ◎歌謡曲 | ◎主婦の友 |
| ◎MORE | ◎an. an |
| ◎美しい部屋 | ◎ESSE |
| ◎NHK おしゃれ工房 | ◎サンキュ! |
| ◎すてきな奥さん | ◎ダ・ヴィンチ |

【児童書】

- ◎銀魂3年Z組銀八先生2
- ◎おじいちゃんのごらくごらく
- ◎都会のトム&ソーヤ
- ◎いのちのまつり
- ◎血の呪い
- ◎りんごあげるね
- ◎家庭教師ヒットマンREBORN! 隠し弾1
- ◎かいけつゾロリたべるぜ! 大くいせんしゅけん

【視聴覚資料】

- ◎コブクロ/ALL SINGLES BEST (CD)
- ◎チャーリーとチョコレート工場 (DVD)
- ◎リロ・アンド・スティッチ2 (DVD)
- ◎ハリー・ポッターと炎のゴブレット (DVD)
- ◎ポケットモンスター/裂空の訪問者デオキシス (DVD)
- ◎チキン・リトル (DVD)
- ◎トムとジェリー/アカデミー・コレクション (DVD)
- ◎ポケットモンスター/おどるポケモンひみつ基地 (DVD)
- ◎First Message 絢香 (CD)

【コミック】

- | | |
|----------|------------|
| ◎ホテルノヒカリ | ◎ラブ・コン |
| ◎銀魂 | ◎NARUTO |
| ◎MAJOR | ◎花ざかりの君たちへ |
| ◎ドラゴンボール | ◎のだめカンタービレ |

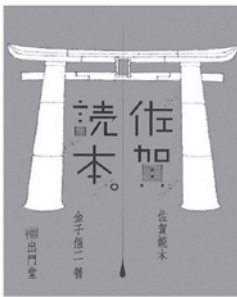
郷土資料の紹介

佐賀で生まれた私たちは、佐賀についてどれだけ知っているのでしょうか？

この2冊には、知られざる佐賀の歴史や文化、人物などが紹介してあります。

読めば、知らないことが多かったことに驚くかもしれません。

あなたの知らない佐賀を知って、もっと佐賀を好きになりましょう！



『佐賀読本。』
金子信二 / 著



『十彩の風』
佐賀の心惹かれる人物を巡る旅！
特定非営利活動法人
Saga よかところ発信
/ 編集

【問合せ】 芦刈分室 担当 谷口・城島
☎63-8833

牛津分室にもあります！ 本の返却ポスト

本を返しにきたけれど、図書室が休みの日だったということはありませんか？

そんな時、役に立つのが本の返却ポストです。牛津分室では開室前や閉室後に、牛津公民館の正面玄関を入れてすぐ右側に緑色の本の返却ポストを置いています。このポストには、本・雑誌・コミック・紙芝居を返すことができます。もちろん、小城館・三日月館・芦刈分室・自動車図書館本丸くんで借りた資料も返すことができます。ただし、CD・ビデオ・DVDは破損の原因になるので入れることができません。本を借りたのはいいけれど、返すひまがないという方は気軽にご利用下さい。

【問合せ】
牛津分室 担当 岩松・井手 ☎63-8813

たのしいおはなしを 聞きにきませんか？

絵本や紙芝居のおはなしと、おりがみ・手遊びなどの楽しい遊びをしています。ご家族やお友達など皆さんで、ぜひおこしください。

《三日月館 おはなしタイム》おはなしのへやにて

日時：毎週土曜日 午後2：00～2：30

《小城館 おはなし会》おはなしのへやにて

日時：毎週土曜日 午後2：30～3：00

《牛津分室 おはなしかい》キッズルームにて

日時：第2土曜日 午後1：30～2：00

《芦刈分室 おはなしかい》娯楽室にて

日時：第3土曜日 午前11：00～11：30

4月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

全館休館日

牛津分室・芦刈分室のみ休館日

※全館、毎週月曜日は休館日

※牛津分室・芦刈分室、毎週月曜日・金曜日は休館日

国土交通省武雄河川事務所からのお知らせ ～鹿島海岸出張所を閉所します～

国土交通省武雄河川事務所の鹿島海岸出張所は、平成20年3月末をもって閉所します。長い間のご協力ありがとうございました。今後の業務窓口は、武雄河川事務所となりますので、引き続きご支援くださるようお願いいたします。

問合せ 国土交通省武雄河川事務所
〒843-0023 武雄市武雄町大字昭和 745

☎ 0954-23-5151 (代表)

FAX 0954-23-5191

災害救援ボランティア養成講座 「ありがとう」上映について

1995年1月17日 阪神淡路大震災発生!

この映画は、再び笑顔を取り戻した人々の勇気と感動の実話をもとにした映画です。

日時 3月29日(土) 13:30～16:00

場所 ドゥイング三日月(多目的文化ホール)

入場料 無料

※入場の際には、整理券が必要ですので、下記までお問い合わせください。

主催 小城市ボランティア連絡協議会
小城市社会福祉協議会

問合せ 小城市社会福祉協議会
ボランティアセンター

☎ 73-2700 担当 船津・古池

鹿児島県(旧)知覧町への宿泊助成金を 廃止します

本市と友好姉妹都市交流をしている鹿児島県(旧)知覧町は平成19年12月1日に3町(知覧町・穎娃町・川辺町)合併し、新たに「南九州市」となりました。それに伴い、知覧町への宿泊助成を平成20年3月末にて廃止いたします。

今後、南九州市との友好姉妹都市締結について協議してまいります。

問合せ 秘書広報課(牛津庁舎)

担当 高島・副田 ☎ 63-8801

佐賀県は、平成20年4月1日から 「佐賀県森林環境税」を導入します

森林は水資源を育むだけでなく、土砂災害防止、地球温暖化の緩和など大切な役割を果たしています。しかし、山村地域の過疎化などにより、適切な管理が行えずに森林の荒廃が進み、森林の持つ大切な機能が果たせなくなっています。

そこで佐賀県では、大切な森林を守り育てていく財源として「佐賀県森林環境税」を導入し、荒廃森林の再生などに取り組みます。

森林環境税は、県民税均等割の額に次の金額を加算して納めていただきます。

個人 年額500円

法人 資本金等の額により、
年額1,000円～40,000円

問合せ先

税の仕組みについて 県税務課

☎ 25-7021

新たな森林づくり・税の使いみちについて
県森林整備課 ☎ 25-7135

保育士受験対策講座

社団法人佐賀県社会福祉士会が、全国統一試験にむけて国家資格「保育士」の受験対策講座を開講します。

日程 5月18日(日)、6月1日(日)、6月15日(日)、
6月29日(日) 時間はいずれも9:30～16:30
※最終日のみ17:00まで

場所 佐賀女子短期大学(佐賀市本庄町本庄1313)

定員 100人

受講料 12,000円 + テキスト2,600円

申込期限 5月9日(金)

申し込み・問合せ

社団法人佐賀県社会福祉士会

☎ 36-5833 (平日9:00～18:00)

FAX 36-6263

ホームページからも申込ができます。

<http://www.geocities.jp/hshdj161/>

学校施設の利用について

学校施設(体育館や運動場等)の利用を希望される場合4月からは各小・中学校事務室で利用手続きを行ってください。(公民館等では行いません。)

お問合せは、各小・中学校もしくは教育委員会教育総務課へお願いします。

問合せ 教育総務課 施設係(小城庁舎)

担当 空閑・江里口 ☎ 73-8806

芦刈公民館の電話番号が変わります

引越に伴い芦刈公民館の電話番号が変わりました。

現在は66-1216と63-8835の2つの番号が使えます。

10月1日からは**63-8835**だけしか使えませんのでお間違えのないようお願いします。